

後期高齢者医療制度に関する要望意見書

平成18年6月に成立した医療制度改革関連法に基づいて、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の準備が各都道府県に設けられた広域連合を中心に進められています。1,300万人といわれる後期高齢者やその家族も含め、多くの国民には新たな制度についてあまり知らされていないのが現状です。

特に、後期高齢者医療制度における保険料の徴収は、介護保険料とあわせて平均で1万円を超え、高齢者の暮らしを直撃するものです。また、保険料滞納者への保険証取り上げと資格証明書の発行は、病気がちの高齢者の生存を脅かすものといえます。また、これまで多くの高齢者が受けていた保健事業健診が来年からはなくなり、新たな特定健診制度からも外されています。さらに、後期高齢者のみの別建て診療報酬は、世界に類を見ない「年齢による差別医療」の導入といえるものです。

医師不足の深刻化や診療報酬引き下げによる地域医療を担う病院の経営悪化の中で、安心して医療が受けられない事態が各地で広がっており、様々な問題を持ったままの後期高齢者医療制度の実施は、高齢者をはじめ多くの国民から医療を遠ざけるものです。

よって、政府及び関係機関においては、誰もが安心して医療が受けられるように国の責務を明記した憲法25条の立場に立ち、次の事項について実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 後期高齢者医療制度の周知徹底がなされるまで制度実施を凍結すること。
- 2 70歳から74歳の医療費2割負担化を実施しないこと。
- 3 国の責任でこれまでと同様に高齢者も新たな特定健診を利用できるようにすること。
- 4 年齢による差別医療である後期高齢者の診療報酬体系をやめ、継続して必要な医療が受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9 月27日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎